# 立川市都市計画審議会 資料 (諮問)

案件審查会

平成 30 年 8 月 21 日

立川市

### 目 次

諮問第1号 立川都市計画 ごみ焼却場(第2号立川市ごみ焼却場)の決定 (案) について(立川市決定) 計画書 計 画図 諮問第2号 立川都市計画 用途地域の変更(案)について(立川市決定) 立川市分 計画書 変更概要 立川都市計画分 計 画 書 変更概要 計 画 図 • • • 18 諮問第3号 立川都市計画 高度地区の変更(案)について(立川市決定) 計画書 • • • 11 変更概要 • • • 1 5 計画図 • • • 18

4 諮問第4号 立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(案)について (立川市決定)

計 画 書・・・・17変 更 概 要・・・・17計 画 図・・・・18

5 諮問第5号 立川都市計画 地区計画(立川基地跡地昭島地区地区計画)の 変更(案)について(立川市決定)

計 画 書・・・・19変 更 概 要・・・・22

計 画 図 ・・・26

## 諮問第1号

立川都市計画 ごみ焼却場 (第2号立川市ごみ焼却場) の決定 (案) について

(立川市決定)

#### 立川都市計画ごみ焼却場の決定(立川市決定) (案)

都市計画立川市ごみ焼却場を次のように決定する。

4	名 称	位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名	15.10	<b>山</b> 傾	/佣-传
第2号	立川市ごみ焼却場	立川市泉町地内	約 1.3 ha	処理能力 ごみ焼却 120 t / 日

「区域は計画図表示のとおり」

理由:現清掃工場の建て替え移転に伴い、廃棄物の適正な処理を図るため、立川市ごみ焼却場を都市施設として都市計画決定する。

# 立川都市計画 立川市ごみ焼却場 計画図 〔立川市決定〕 河川区域界 昭島市 昭3・2・11 **並**3・2・3/8 S=1/2, 500行政界 凡 150m 計画区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) [29都市基交測第111号・29都市基交著第232号、平成29年12月19日] (承認番号) [29都市基街都第246号、平成29年11月28日] 無断複製を禁ず。 P.2

諮問第2号

立川都市計画 用途地域の変更 (案) について

(立川市決定)

#### 立川都市計画用途地域の変更(立川市決定) (案)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(立川市分)

種	類	面	積	容 積	率	建蔽率	Š	外壁の 後退距 離の限 度	建築物 敷地面 の最低 度	積	建築物 の高さ の限度	備	考
		約	ha	ڸ	以下	以	下	m		m²	m	約	%
			2.8	5/1	.0	3/10		_	_		10	0.	1
第一種低			6.5	6/1	.0	4/10		_	_		10	0.	3
居専用	地域	8	36. 6	8/1	.0	4/10		_	_		10	40.	2
			21.0	8/1	.0	4/10		_	_		12	1.	0
			25.6	10/1	.0	5/10		_	_		10	1.	2
小	計	8	92.5									42.	8
第二種但			ha	ٳ	以下	以	下	m		m²	m	約	%
居専用		-	-	_		_		_	_		_	_	
小	計	-	_									_	
		約	ha	· ·	以下	_	下	m		m²	m		%
第一種中			0.1	15/1		4/10		_	_		_	0.	0
住居専用	月地域		25. 1	15/1		5/10		_	_		_	1.	2
		3	95. 3	20/1	.0	6/10		_	_		_	19.	0
小	計	4	20.5									20.	2
第二種中		約	ha	إ	以下	以	下	m		m²	m	約	%
住居専用			37. 4	20/1	.0	6/10		_	_		_	1.	8
小	計		37. 4									1.	8
第一	種	約	ha	ڵؚ	以下	以	下	m		m²	m	約	%
	地 域	1	88. 9	20/1	.0	6/10		_	_		_	9.	1
小	計		88. 9									9.	1
第二二	種	約	ha	Ţ	以下	以	下	m		m²	m	約	%
	地 域		39. 1	20/1	.0	6/10		_	_		_	1.	9
小	計		39. 1									1.	9
準住居	地域	約	ha	ļ	以下	以	下	m		m²	m	約	%
		-	-	_		_		_	_		_	_	
小	計	-	_									_	

5	種	類		面	積	容積	率	建蔽	:率	外壁(後退) 離の	距	建築物 敷地面 の最促 度	積	建築の高の限	さ		備	考
				約	ha		以下		以下		m		m²		m	約	%	
냚	※ 去	業地均	4		20.2	20/	10	8/1	.0	_		_		_			1.0	
儿	9年  10]	未地	以		18.9	30/	10	8/1	.0	_		_		_			0.9	
					1.4	40/	10	8/1	.0	_		_		_			0.1	
	小	計			40.5												1.9	
				約	ha		以下		以下		m		m²		m	約	%	
					0.4	20/	10	8/1	.0	_		_		_			0.0	
商	業	地	域		79.6	40/	10	8/1	.0	_		_		_			3.8	
111	*	715	-30		23.4	50/	10	8/1	.0	_		_		_			1. 1	
					21.2	60/	10	8/1	.0	_		_		_			1.0	
					0.6	70/	10	8/1	.0	_		_		_			0.0	
					3. 1	80/	10	8/1	.0	_		_		_			0.1	
	小	計		1	28.3												6. 2	
淮	十 当	き 地	냆	約	ha		以下		以下		m		$m^2$		m	約	%	
-		C 7E	-30	2	204. 6	20/	10	6/1	.0	_		_		_			9.8	
	小	計		2	204.6												9.8	
工	業	地	域	約	ha		以下		以下		m		$m^2$		m	約	%	
_	$\wedge$	~		1	31. 3	20/	10	6/1	.0	_		_		_			6.3	
	小	計		1	31. 3												6.3	
T	<b>業</b> 直	用地均	戓	約	ha		以下		以下		m		$m^2$		m	約	%	
	<b>√</b> '1 .		-><		_	-	-	_		_		_		_			_	
	小	計			_													
				約	ha												%	
	合	計		2,0	83. 1											10	00.0	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

立川基地跡地昭島地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

#### 適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度(以下 「最低敷地面積」という。)の定めは、適用しない

- 1 次の各号のいずれかに掲げる公共公益施設等の整備(以下「公共公益施設等の整備」という。)が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合する土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
  - (1) 道路法(昭和27年法律第180号)又は都市計画法(昭和43年法律 第100号)による道路

ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発行為に係る ものを除く

- (2) 河川、水路その他公共公益施設
- (3) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園
- (4) 地区計画等により定められた施設
- 2 最低敷地面積が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合しないこととなる土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの(最低敷地面積が変更された際、従前の制限に違反していた建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなったもの又は最低敷地面積の定めに適合するに至った建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合するに至ったものを除く。)
- 3 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮 換地の指定、同法第103条第1項の規定による換地処分その他法令によるこれ らに準じた処分等を受けた土地(当該処分等があった際、現に建築物の敷地とし て使用されていた従前の土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地と して使用することができた従前の土地と照応するものに限る。ただし、最低敷地 面積の制限に違反していたものを除く。)で、その全部を一の敷地として使用す るもの

#### 変更概要

変 更 箇	所	変	更	前	変	更	後	面	積	備	考
la III da Para III. da		第一種個	氐層住居專	9月地域	第二種中高	層住居専用は	地域	約	ha		7+1 ++1 ++1 T7
立川市泉町地内 及び上砂町一丁目地内	力	建蔽率	率	30 %	建蔽率	60	%	5.	. 1	用途地域、 び 容 積 率	
	•	容積率	率	50 %	容積率	200	%				~ 2 2
		第一種個	氐層住居耳	9月地域	第二種	住居地	域	約	ha		7-1 T
立川市泉町地内		建蔽罩	率	30 %	建蔽率	60	%	1.	. 6	用途地域、 び 容 積 率	
		容積率	率	50 %	容積率	200	%				~ ~ ~

#### ( )内は変更箇所を示す。 (立川市分)

			外壁の後	建築物の	建築物		新旧	対照面	積 表	
種 類	容積率	建蔽率	退距離の限度	敷地面積 の最低限	の高さ	親	ŕ	IE	1	増減
			限度	度	の限度	面積[A]	比 率	面積[B]	比 率	[A-B]
	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	5/10	3/10	_	_	10	(2.8)	(0.1)	(9.5)	(0.5)	(△ 6.7)
第一種低層住	6/10	4/10	_	_	10	6. 5	0.3	6. 5	0.3	
居専用地域	8/10	4/10	_	_	10	836. 6	40. 2	836. 6	40. 2	
	8/10	4/10	_	_	12	21.0	1.0	21. 0	1. 0	
	10/10	5/10	_	_	10	25. 6	1.2	25. 6	1. 2	
小 計						(892. 5)	(42.8)	(899. 2)	(43. 2)	(△ 6.7)
第二種低層住	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
居専用地域	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
小 計										
	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
第一種中高層	15/10	4/10	_	_	_	0. 1	0.0	0.1	0.0	
住居専用地域	15/10	5/10	_	_	_	25. 1	1. 2	25. 1	1.2	
	20/10	6/10	_	_	_	395. 3	19.0	395. 3	19. 0	
小 計						420.5	20. 2	420. 5	20. 2	
第二種中高層	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
住居専用地域	20/10	6/10	_	_	_	(37. 4)	(1.8)	(32. 3)	(1.6)	(5. 1)
小 計						(37.4)	(1.8)	(32. 3)	(1.6)	(5. 1)
第一種	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
住居地域	20/10	6/10	_	_	_	188. 9	9. 1	188. 9	9. 1	
小 計						188. 9	9. 1	188. 9	9. 1	
第二種	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
住居地域	20/10	6/10	_	_	_	(39. 1)	(1.9)	(37. 5)	(1.8)	(1.6)
小 計						(39. 1)	(1.9)	(37. 5)	(1.8)	(1.6)
準住居地域	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
小 計										

			外壁の後	建築物の	Z=1-497.14m			新旧	対照面	漬 表	
種 類	容積率	建蔽率	退距離の	敷地面積 の最低限	建築物の高さ		新		IE	]	増減
			限度	度	の限度	面積	₿[A]	比 率	面積[B]	比 率	[A-B]
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
近隣商業地域	20/10	8/10	_	_	_		20. 2	1. 0	20. 2	1.0	
过辨问未述或	30/10	8/10	_	_	_		18.9	0. 9	18.9	0.9	
	40/10	8/10	_	_	_		1.4	0.1	1.4	0. 1	
小 計							40.5	1. 9	40.5	1.9	
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	_	_	_		0.4	0.0	0.4	0.0	
商業地域	40/10	8/10	_	_	_		79.6	3.8	79. 6	3.8	
向 未 地	50/10	8/10	_	_	_		23. 4	1. 1	23. 4	1. 1	
	60/10	8/10	_	_	_		21. 2	1. 0	21. 2	1.0	
	70/10	8/10	_	_	_		0.6	0.0	0.6	0.0	
	80/10	8/10	_	_	_		3. 1	0. 1	3. 1	0.1	
小 計							128. 3	6. 2	128.3	6. 2	
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
準工業地域	20/10	6/10	_	_	_		204. 6	9.8	204. 6	9.8	
小 計							204. 6	9.8	204. 6	9.8	
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
工業地域	20/10	6/10	_	_	_		131. 3	6. 3	131.3	6.3	
小 計							131.3	6. 3	131.3	6.3	
工業専用地域	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
工来导用地域	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_
小 計											
							ha	%	ha	%	ha
合 計						2,	083. 1	100.0	2, 083. 1	100.0	

#### 立川都市計画用途地域の変更(立川市決定) (案)

都市計画用途地域を次のように変更する。

401111	四用巫	心域を次の。	トノに多文9	る。					
種	類	面積	容積率	建蔽率	外壁の 後退距 離の限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	備:	考
		約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
		675.3	5/10	3/10	_	_	10	13. 9	
		21.2	6/10	3/10	_	_	10	0.4	
	低層住 地域	68.4	6/10	4/10	_	_	10	1.4	
70 77	11 110 190	1, 798. 6	8/10	4/10	-	_	10	36. 9	
		39. 4	8/10	4/10	_	_	12	0.8	
		51.8	10/10	5/10	-	_	10	1. 1	
		127.5	10/10	5/10	-	110	10	2.6	
		5.8	10/10	5/10	_	120	10	0.1	
小	計	2, 788. 0						57. 2	
第二種	低層住	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
居専月	用地域	2.4	8/10	4/10	_	_	10	0.0	
小	計	2.4						0.0	
		約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
		17.6	10/10	4/10	_	_	_	0.4	
笠 括	中高層	4.5	10/10	5/10	_	_	_	0.1	
	中向僧 用地域	0.1	15/10	4/10	_	_	_	0.0	
	=	62.8	15/10	5/10	_	_	_	1.3	
		75. 3	15/10	6/10	_	_	_	1.5	
		571.3	20/10	6/10	_	_	_	11.7	
小	計	731.6						15.0	
		約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
	中高層	1.7	10/10	5/10	_	_	_	0.0	
任居専	用地域	0.9	15/10	6/10	_	_	_	0.0	
		109.8	20/10	6/10	_	_	_	2. 3	
小	計	112. 4						2. 3	
第 -	一 種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
	地域	2.0	15/10	6/10	_	_	_	0.0	
		310. 3	20/10	6/10	_	_	_	6.4	
小	計	312. 3						6.4	
<b>始</b> -	二種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
第二住居		49.8	20/10	6/10	_	_	_	1.0	
		3.6	30/10	6/10	_	_	_	0.1	
小	計	53.4						1.1	

種	類	面	積	容積	事	建蔽罩	率	外壁の 後退距 離の限 度	建築物の 敷地面和 の最低原 度	責	建築物 の高さ の限度		備	考
準住居	地域	約	ha		以下	以	下	m	ı	'n	m	約	%	
	·		33. 3	20/	10	6/10		_	_		_		0.7	
小	計		33. 3										0.7	
		約	ha		以下	以	下	m	r	'n	m	約	%	
近隣商第	<b>業地域</b>		61.4	20/		8/10		_	_		_		1. 3	
~_DTIP[7]	K- L-5X		35. 2	30/	10	8/10		_	_		_		0.7	
			1.4	40/	10	8/10		_	_		_		0.0	
小	計		98.0										2.0	
		約	ha		以下	以	下	m	r	'n	m	約	%	
			21.2	20/	10	8/10		_	_		_		0.4	
			8.4	30/	10	8/10		_	_		_		0.2	
商業	地 域		79.6	40/	10	8/10		_	_		_		1.6	
间 未	10 30		23. 4	50/	10	8/10		_	_		_		0.5	
			21.2	60/	10	8/10		_	_		_		0.4	
			0.6	70/	10	8/10		_	_		_		0.0	
			3. 1	80/	10	8/10		_	_		_		0.1	
小	計	1	57. 5										3. 2	
準工業	## ##	約	ha		以下	以	下	m	r	'n	m	約	%	
中 工 未	地域	2	207. 0	20/	10	6/10		_	_		_		4. 2	
小	計	2	207. 0										4. 2	
工業	地 域	約	ha		以下	以	下	m	r	'n	m	約	%	
上 未	地 璵	3	378. 9	20/	10	6/10		_	_		_		7.8	
小	計	3	378. 9										7.8	
工業専用	T +W+FT	約	ha		以下	以	下	m	r	n²	m	約	%	
上未守片	口地域	-	_	_	-	_		_	_		_	-	_	
小	計													
		約	ha										%	
合	計	4, 8	874.8									10	00.0	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

立川基地跡地昭島地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、 用途地域を変更する。

#### 適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度(以下 「最低敷地面積」という。)の定めは、適用しない

- 1 次の各号のいずれかに掲げる公共公益施設等の整備(以下「公共公益施設等の整備」という。)が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合する土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
  - (1) 道路法(昭和27年法律第180号)又は都市計画法(昭和43年法律 第100号)による道路

ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発行為に係る ものを除く

- (2) 河川、水路その他公共公益施設
- (3) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園
- (4) 地区計画等により定められた施設
- 2 最低敷地面積が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合しないこととなる土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの(最低敷地面積が変更された際、従前の制限に違反していた建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなったもの又は最低敷地面積の定めに適合するに至った建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合するに至ったものを除く。)
- 3 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮 換地の指定、同法第103条第1項の規定による換地処分その他法令によるこれ らに準じた処分等を受けた土地(当該処分等があった際、現に建築物の敷地とし て使用されていた従前の土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地と して使用することができた従前の土地と照応するものに限る。ただし、最低敷地 面積の制限に違反していたものを除く。)で、その全部を一の敷地として使用す るもの

#### 変更概要

変更	筃	所	変	更	前	変	更	後	面	積	備	考
1. 111 <del>- [ .   -   .   -   .   .   .   .   .   .  </del>	et I .		第一種個	氏層住居耳	9月地域	第二種中高	層住居	専用地域	約	ha		7-1: - <del>11:</del> - <del>1-</del> : -77
立川市泉町 及び上砂町-		内	建蔽	率	30 %	建蔽率		60 %	5	. 1	用途地域、 び 容 積 雪	
人 5 工 7	, ,,,	1 4	容積	率	50 %	容積率		200 %				
			第一種個	氏層住居耳	9月地域	第二種	住居	地域	約	ha		71: 21: 22: 17
立川市泉町	地内		建蔽	率	30 %	建蔽率		60 %	1	. 6	用途地域、 び 容 積 雪	
			容積	率	50 %	容積率		200 %				

( )内は変更箇所を示す。

種様   整藤学   連藤学   遊鹿藤俊   か高枝   かっぱ   かっ				外壁の後	建築物の	建築物		新旧	対照面	積 表	
以下 以下 m m m m m m m m m m m m m m m m m	種 類	容積率	建蔽率	退距離の		の高さ	휮	ŕ	IE	1	増減
5/10 3/10 10 (675.3) (13.9) (682.0) (14.0) (△ 6.7) (6/10 3/10 10 21.2 0.4 21.2 0.4 21.2 0.4 (6/10 4/10 10 68.4 1.4 1.4 68.4 1.4 1.4 68.4 1.4 1.4 68.4 1.4 1.4 1.4 68.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1				限度	度	の限度	面積[A]	比 率	面積[B]	比 率	[A-B]
第一種低層住居専用地域 か計 以下		以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
第一種低層住居		5/10	3/10	_	_	10	(675.3)	(13.9)	(682.0)	(14.0)	(△ 6.7)
第一種低層住居専用地域 8/10 4/10 12 39.4 0.8 36.9 1798.6 36.9 1798.6 36.9 10/10 5/10 - 110 10 51.8 1.1 51.8 1.1 10/10 5/10 - 110 10 127.5 2.6 127.5 2.6 10/10 5/10 - 120 10 5.8 0.1 5.8 0.1 5.8 0.1 小計		6/10	3/10	_	_	10	21.2	0.4	21. 2	0.4	
居専用地域 8/10 4/10 12 39.4 0.8 39.4 0.8 11/98.6 36.9 11/98.6 11/98.		6/10	4/10	_	_	10	68. 4	1.4	68. 4	1.4	
8/10   4/10   -   -   12   39.4   0.8   39.4   0.8   10/10   5/10   -   -   10   51.8   1.1   51.8   1.1   10/10   5/10   -   110   10   127.5   2.6   127.5   2.6   127.5   2.6   10/10   5/10   -   120   10   5.8   0.1		8/10	4/10	_	_	10	1798.6	36. 9	1798.6	36. 9	
10/10   5/10   -   110   10   127.5   2.6   127.5   2.6   10/10   5/10   -   120   10   5.8   0.1   5.8   0.1   (2788.0) (57.2) (2794.7) (57.3) (△ 6.7)   第二種低層住居専用地域		8/10	4/10	_	_	12	39. 4	0.8	39. 4	0.8	
10/10   5/10   -   120   10   5.8   0.1   5.8   0.1   (2788.0)   (57.2)   (2794.7)   (57.3)   (△ 6.7)   (4.6.7)		10/10	5/10	_	_	10	51.8	1. 1	51.8	1. 1	
小 計 以下 以下 m m m 約 ha 約 % 約 ha 約 % 約 ha 初 % 約 ha 和 允 % 約 ha 初 % 約 ha 和 % % 約 ha 初 % 約 ha 和 % % 約 ha 初 % 約 ha 初 % 約 ha 和 % % 約 ha 初 % 約 ha 和 % % 約 ha 和 % % 約 ha 初 % 約 ha 和 % % 和 ha 和 % % 和 % % 和 ha 和 % % 和 ha 和 % % 和 ha 和 % % 和 % 和 % 和 % 和 % 和 % % 和 ha 和 % % 和 ha 和 % % 和 和 % % 和 ha 和 % % 和 和 % % 和 ha 和 % % 和 和 % % 和 和 % % 和 和 % % 和 ha 和 % % 和 和 % % 和 和 % % 和 ha 和 % % 和 和 % 和 % 和 % 和 % 和 % 和 % 和 和 % % 和 和 % % 和 和 % 和 % 和 % 和 % 和 和 % % 和 和 % 和 和 % 和 和 % 和 和 % 和		10/10	5/10	_	110	10	127.5	2.6	127. 5	2.6	
第二種低層住居 即地域 小計 以下 以下 m m m 約 ha 約 % 約 ha 约 % 約 ha 分 % 約 ha 分 % 的 ha 的 % 的 ha ha 的 % 的 ha 的 % 的 ha ha ha ha % % 的 ha ha ha ha % % 的 ha ha ha % % 的 ha ha ha ha ha % % 的 ha ha ha ha ha ha ha % % 的 ha % ha		10/10	5/10	_	120	10	5.8	0. 1	5.8	0.1	
第二種低層住居 専用 地域 水計 以下 以下 m mi m 約 ha 約 % 約 ha 約 % 約 ha 10/10 4/10 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	小 計						(2788. 0)	(57. 2)	(2794. 7)	(57. 3)	(△ 6.7)
居専用地域 水計	第二種低層住	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
以下 以下 m nf m 約 ha 約 % 約 ha 約 % 約 ha 初 % 約 ha 初 % 約 ha 初 % 約 ha 初 % 約 ha 約 % 約 ha 初 % 約 ha 和 初 % 約 ha 初 % 約 ha 和 初 % 約 ha 和 和 % % 約 ha 初 % 約 ha 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和		8/10	4/10	-	_	10	2.4	0.0	2. 4	0.0	
第一種中高層 住居専用地域 第二種中高層 住居専用地域 月5/10 4/10 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	小 計						2. 4	0.0	2. 4	0.0	
第一種中高層住居専用地域 15/10 4/10 — — — — 4.5 0.1 4.5 0.1 15/10 4/10 — — — 62.8 1.3 62.8 1.3 15/10 6/10 — — — 571.3 11.7 571.3 11.7 571.3 11.7 小計		以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
第一種中高層 住居専用地域 15/10 5/10 62.8 1.3 62.8 1.3 15/10 6/10 75.3 1.5 75.3 1.5 20/10 6/10 571.3 11.7 571.3 11.7 小計 以下 以下 m m m 約 ha 約 % 約 ha 約 % 約 ha 第二種中高層 住居専用地域 15/10 6/10 1.7 0.0 1.7 0.0 20/10 6/10 0.9 0.0 0.9 0.0 20/10 6/10 10.9 0.0 0.9 0.0 20/10 6/10 10.9 0.0 0.9 0.0 20/10 6/10 10.9 0.0 0.9 0.0 第 上種 域 15/10 6/10 2.0 0.0 2.0 0.0 20/10 6/10 310.3 6.4 310.3 6.4		10/10	4/10	_	_	_	17.6	0.4	17. 6	0.4	
住居専用地域 15/10 4/10 62.8 1.3 62.8 1.3 1.5 15/10 6/10 75.3 1.5 75.3 1.5 75.3 1.5 20/10 6/10 571.3 11.7 5		10/10	5/10	_	_	_	4.5	0.1	4.5	0.1	
15/10   6/10   -   -   -   75.3   1.5   75.3   1.5     20/10   6/10   -   -   -   571.3   11.7   571.3   11.7     小 計		15/10	4/10	_	_	_	0.1	0.0	0.1	0.0	
20/10   6/10   -   -   -   571.3   11.7   571.3   11.7     小 計		15/10	5/10	_	_	_	62.8	1.3	62.8	1.3	
小 計		15/10	6/10	_	_	_	75. 3	1.5	75. 3	1.5	
第二種中高層 住居専用地域 力 方 力 り 大 り 大 り 大 り 大 り 大 り 大 り 大 り 大 り 大 り		20/10	6/10	_	_	_	571.3	11. 7	571.3	11.7	
第二種中高層 住居専用地域 15/10 6/10 — — — — 1.7 0.0 1.7 0.0 20/10 6/10 — — — (109.8) (2.3) (104.7) (2.1) (5.1) 小計 以下 以下 m m m 約 ha 約 % 約 ha 約 % 約 ha 住居地域 15/10 6/10 — — — 2.0 0.0 2.0 0.0 20/10 6/10 — — — 310.3 6.4 310.3 6.4	小 計						731.6	15.0	731.6	15.0	
作居専用地域 15/10 6/10 0.9 0.0 0.9 0.0		以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
13/10   6/10   -   -   -   (1.09.8)   (2.3)   (104.7)   (2.1)   (5.1)   (112.4)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (107.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.3)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.3)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2.2)   (2	第二種中高層	10/10	5/10	_	_	_	1.7	0.0	1. 7	0.0	
小計   以下 以下 m m² m 約 ha 約 % 約 ha 約 % 約 ha 自 数	住居専用地域	15/10	6/10	_	_	_	0.9	0.0	0.9	0.0	
第一種住居地域     以下     以下     m     m     m     約 ha     約 %     約 ha     約 %     約 ha     約 %     約 ha		20/10	6/10	_	_	_	(109.8)	(2.3)	(104. 7)	(2.1)	(5.1)
第 一 種	小 計						(112.4)	(2.3)	(107.3)	(2.2)	(5.1)
住居地域 20/10 6/10 310.3 6.4 310.3 6.4		以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
20/10 6/10 310.3 6.4 310.3 6.4		15/10	6/10	-	_	_	2. 0	0.0	2.0	0.0	
小計 312.3 6.4 312.3 6.4		20/10	6/10	-	_	-	310.3	6. 4	310. 3	6. 4	
	小 計						312. 3	6. 4	312. 3	6. 4	

			外壁の後	建築物の	建築物			新旧	対照面	積 表		
種 類	容積率	建蔽率	退距離の	敷地面積 の最低限	の高さ		新		IE		埠	<b></b> 遠
			限度	度	の限度	面	積[A]	比 率	面積[B]	比 率	[A	-B]
第二種	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約	ha
住 居 地 域	20/10	6/10	_	_	_		(49.8)	(1.0)	(48. 2)	(1.0)		(1.6)
	30/10	6/10	_	_	_		3.6	0. 1	3. 6	0.1		
小 計							(53.4)	(1.1)	(51.8)	(1.1)		(1.6)
* +	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約	ha
準住居地域	20/10	6/10	-	-	_		33. 3	0.7	33. 3	0.7		
小 計							33. 3	0.7	33. 3	0. 7		
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約	ha
<b>"口张本米业村</b>	20/10	8/10	_	_	_		61.4	1. 3	61. 4	1.3		
近隣商業地域	30/10	8/10	_	_	_		35. 2	0.7	35. 2	0.7		
	40/10	8/10	_	_	_		1.4	0.0	1.4	0.0		
小 計							98.0	2.0	98. 0	2.0		
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約	ha
	20/10	8/10	_	_	_		21. 2	0. 4	21. 2	0.4		
	30/10	8/10	_	_	_		8.4	0. 2	8. 4	0. 2		
	40/10	8/10	_	_	_		79. 6	1.6	79. 6	1.6		
商業地域	50/10	8/10	_	_	_		23. 4	0. 5	23. 4	0.5		
	60/10	8/10	_	_	_		21. 2	0.4	21. 2	0.4		
	70/10	8/10	_	_	_		0.6	0.0	0.6	0.0		
	80/10	8/10	_	_	_		3. 1	0. 1	3. 1	0.1		
小 計							157.5	3. 2	157. 5	3. 2		
<b>淮 工 米 14 14</b>	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約	ha
準工業地域	20/10	6/10	_	_	_		207. 0	4. 2	207. 0	4. 2		
小 計							207.0	4. 2	207. 0	4. 2		
一 张 讣 宀	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約	ha
工業地域	20/10	6/10	_	_	_		378. 9	7.8	378. 9	7.8		
小 計							378.9	7.8	378. 9	7.8		
工業市田5.5	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	約 %	約	ha
工業専用地域	_	-	_	_	_		-	_	_	_		-
小 計												
							ha	%	ha	%		ha
合 計						4	, 874. 8	100.0	4, 874. 8	100.0		

諮問第3号

立川都市計画 高度地区の変更 (案) について

(立川市決定)

# (立川市決定) 立川都市計画高度地区の変更 都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

	4 新	里里里	半脚   単級神の高さの最高関連などの機能	備老
	~~~ 垣	2.	よる。以 の境界線 6 倍に5	
	20m 第1種 高度地区	約 ha 90. 6 (90. 6)	<ul><li>1 建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)</li><li>は、20メートル以下とする。</li><li>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6 倍に5メートルを加えたもの以下とする。</li></ul>	
	第2種高度地区	約 ha 177. 2 (175. 6)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25 倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
〔	25m 第2種 高度地区	約 ha 647.9 (642.8)	<ul> <li>建築物の高さは、25メートル以下とする。</li> <li>建築物の合部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。</li> </ul>	
限 度 〕	第3種高度地区	約 ha 18.6 (18.6)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25 倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	30m 第3種 高度地区	約 ha 16.8 (16.8)	<ul> <li>建築物の高さは、30メートル以下とする。</li> <li>建築物の合部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25 倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6 倍に20メートルを加えたもの以下とする。</li> </ul>	
	25m 高度地区	約 ha 129.5 (129.5)	建築物の高さは、25 メートル以下とする。	
	35m 高度地区	約 ha 9.5 (9.5)	建築物の高さは、35メートル以下とする。	
	<del>1</del> 11111111111111111111111111111111111	約 ha 1,982.6 (1,982.6)		

# 制限の緩和

- ろによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係につい ての建築物の各部分の高さの最高限度(以下「斜線型高さ制限」という。)が定めら この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次に定めると れている場合において、その高さを算定するときに限る。
- 当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線 等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合 ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面 は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす においては、
- 路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合にお いては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合 においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1を減じたものの2分の1だけ イ 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道 高い位置にあるものとみなす
- 次の各号に定めるところによる。 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、
- ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成してい る場合を含む。)の規定により一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみな 第86条第1項及び第3項 (同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用す す当該一団地については、当該一団地を当該一又は二以上の構えを成す建築物の-る場合において、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号、以下「基準法」という。 の敷地とみなす
- 区域内に現に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす当該一定の一団の土 一定の一団の土地の区域について、基準法第 86 条第2項及び第4項 (同法第 86 -の敷地とみ 条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により、 地の区域については、当該一定の一団の土地の区域をこれら建築物の- $\overline{\phantom{a}}$
- 2 適用の除外
- 修繕若しくは模様替の工事 中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合(以下、「既存不適格建築物」 当該規定は適用しない。 この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、 当該建築物の部分に対しては、 という。)においては、
- 当該増築をする部分以外の (2) 既存不適格建築物について増築をする場合においては、 この規定を適用しない。 部分に対しては、
- さの最高限度を定めた区域内においては、当該建築物の高さの最高限度をこの規定 ついては、地区計画等又は景観地区において道路境界線又は敷地境界線からの真北 による建築物の高さの最高限度と読み替えて適用する。ただし、斜線型高さ制限に 地盤面等からの高さとの関係において、道路境界線又は敷地境界線から建築物の外 第 61 条第1項に規定する景観地区(以下「景観地区」という。)のうち建築物の高 (3) 法第12条の4第1項に規定する地区計画等又は景観法 (平成16年法律第110号) 方向の距離に応じた建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合又は、 壁又はこれに代わる柱の面の距離が定められている場合に限る
- 3 認定による特例
- 1) 既存不適格建築物等の建替え等の特例

この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高 既存不適格建築物のうち、

った建築物を除く。)、次に定めるアからカのいずれにも適合して、建替えもしくは 改築するものであると市長が認めるものは、当該建築物に係る絶対高さ制限におい 長は、当該建築物に係る建替えもしくは改築を認めるときは、必要に応じて建築審 当該建築物の高さが絶対高さ制限を超える現に存する 建築物又は現に建築の工事中の建築物で(絶対高さ制限に係る規定に適合するに至 この場合において、市 さ制限を除いた建築物の高さの限度 (以下「絶対高さ制限」という。) を定める都市 この規定は適用しない。 てその高さを算定するときに限り、 査会の意見を聴くものとする。 計画を告示する日において、

- ア 建替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこ と。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない
- 建替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと  $\overline{\phantom{a}}$
- に存する建築物の絶対高さ制限を超える部分の水平投影面積の合計及び垂直投 絶対高さ制限を超える部分の水平投影面積の合計及び垂直投影面積の合計が、 影面積の合計以下であること
- 建替え後の建築物の延べ床面積が、絶対高さ制限を定める高度地区の都市計画の 決定告示日以前の建築物の延べ床面積に1.2を乗じた数値を超えないこ
- 当該認定の申請を市が受理した日において、原則として当該既存不適格建築物が 存在していること
- もしくは建築物等の工事に着手し 市長が現に存する建築物等の工事の完了を、基準法第7条第5項及び第18 16 頃に規定する検査済証等により確認できる、 ていると確認できること

# (2) 敷地規模に応じた特例

のについては、次の表に掲げる基準の範囲内で、絶対高さ制限を緩和することがで この場合において、市長は、当該建築物に ・定の規模を有した敷地において、次のアからエのすべてを満たし、周辺環境に J. A) 対し一定の配慮が図られ、市街地環境の向上に資する計画であると市長が認める、 係る絶対高さ制限の緩和を認めるときは、必要に応じて建築審査会の意見を聴く きる (2(3)に規定した区域内は除く。)。 のとする。

ア 敷地面積が3,000 平方メートル以上であるこ

رکہ

イより良い日照環境をつくる建築物であること

ウ 道路及び隣地からの建築物等の壁面後退距離をとること

エ 公園や緑化地を創出し、整備すること

表 (認定により緩和される建築物の絶対高さ制限の範囲)

対象敷地面積	絶対高さ制限の範囲	緩和される高さの限度
3,000 平方メートル以上	20 メートル	25 メートル
	$25 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	30 メートル
	$30 \ \ \lambda - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	35 メートル
	35 × — トル	40 メートル

# 4 許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁(当該建築物に関する基準法上の事務 ものについては、 が許可した 以下同じ。) ついて権限を有する特定行政庁をいう。 Ü

(2) 又は(3)に該当 するものについて許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。 この場合において、特定行政庁は、 この規定は適用しない。

- (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認め られるもの。
- (2) 基準法施行令 (昭和 25年政令第 338号) 第 136条に定める敷地内の空地及び敷地 かつ周囲の状況等により環境上支障 面積の規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の (3)その他公益上やむを得ないと認められるもの、 環境の整備改善に資すると認められるもの。

がないと認められる良好な建築計画の建築物。

理由:用途地域の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。 「種類、位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

変 更 概 要

変更箇所	変更前	変更後	面 積	備考
立川市泉町地内及び上砂町一丁目地内	第1種 高度地区	25m 第2種 高度地区	約5.1 ha	
立川市泉町地内	第1種 高度地区	第2種高度地区	約1.6 ha	

## 立川都市計画高度地区の変更 (立川市決定)

新旧対照表

(新)

(旧)

\_\_は変更箇所を示す

						(は変更固所を示
	種 類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	種 類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度
	第1種 高度地区	約 ha <u>892. 5</u>	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北 方向の水平距離の 0.6 倍に 5 メートルを加えたもの以下とする。	第1種 高度地区	約 ha <u>899. 2</u>	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北 方向の水平距離の 0.6 倍に 5 メートルを加えたもの以下とする。
	20m 第1種 高度地区	約 ha 90.6	1 建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	20m 第1種 高度地区	約 ha 90.6	1 建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	第2種 高度地区	約 ha <u>177. 2</u>	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25 倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6 倍に15メートルを加えたもの以下とする。	第2種 高度地区	約 ha <u>175. 6</u>	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25 倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6 倍に15メートルを加えたもの以下とする。
〔最高限	25m 第2種 高度地区	約 ha <u>647. 9</u>	1 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	25m 第2種 高度地区	約 ha <u>642.8</u>	1 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
限度」	第3種 高度地区	約 ha 18.6	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25 倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6 倍に20メートルを加えたもの以下とする。	第3種高度地区	約 ha 18.6	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	30m 第3種 高度地区	約 ha 16.8	1 建築物の高さは、30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	30m 第3種 高度地区	約 ha 16.8	1 建築物の高さは、30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	25m 高度地区	約 ha 129.5	建築物の高さは、25メートル以下とする。	25m 高度地区	約 ha 129.5	建築物の高さは、25メートル以下とする。
	35m 高度地区	約 ha 9.5	建築物の高さは、35メートル以下とする。	35m 高度地区	約 ha 9.5	建築物の高さは、35メートル以下とする。
	合 計	約 ha 1,982.6		合 計	約 ha 1, 982. 6	

# 諮問第4号

立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更 (案) について

(立川市決定)

#### 立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更(立川市決定)(案)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。 変 更 概 要

種 類	面積	備考
防火地域	約 ha 132. 1 (132. 1)	
準防火地域	約 ha 1,084.1 (1,077.4)	
合 計	約 ha 1,216.2 (1,209.5)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由: 用途地域の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、 防火地域及び準防火地域を変更する。

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
立川市泉町地内及び上 砂町一丁目地内	指定なし	準防火地域	約 6.7 ha	



## 諮問第5号

立川都市計画 地区計画(立川基地跡地昭島地区地区計画)の変更(案) について

(立川市決定)

### 立川都市計画地区計画の変更(立川市決定) (案)

都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画を次のように変更する。

名	称	立川基地跡地昭島地区地区計画
位	置※	立川市泉町及び上砂町一丁目各地内
面	積※	約9.5 ha
地区	計画の目標	本地区は、東側を国営昭和記念公園、北側を都営住宅及び住宅地に囲まれた昭島市に隣接する地区であり、多摩地域の核として発展している核都市「立川」の一翼を担う立川基地跡地昭島地区の北東に位置する地区である。 多摩の拠点整備基本計画においては、核都市にふさわしい広域的な機能や、商業・業務機能の導入を進め、にぎわいと活気の創出を図り、隣接する国営昭和記念公園の緑を活用するとともに、公園や緑地を整備するなど環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形成を図ることとしている。また、都市計画マスタープランにおいては、新清掃工場や地区公園の整備など新たなまちづくりの推進を位置付けている。 加えて、平成20年6月に、まちづくりの指針として本地区の土地利用計画をとりまとめており、その実現に向け、土地区画整理事業により計画的に市街化を図ることを基本としている。 このことから、本地区計画を策定することにより、核都市「立川」の整備エリアの複合市街地地区としてふさわしい、にぎわいと活気・交流の創出とあわせて、本地区においては公的な土地利用による、環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形成を目指す。
区域の整備・開発及	土地利用の 方針	本地区を以下の地区に区分し、土地利用を誘導する。 (1) 公的利用地区A         ごみ焼却場を導入し、その敷地となる部分については緑化に努め、周辺環境に配慮した地区の形成を図る。         街区における景観等の一体性や連続性に配慮した地区の形成を図る。 (2) 公的利用地区B         公共・公益施設を主体とした施設の配置とともに、周辺環境に配慮した地区の形成を図る。 (3) 公園利用地区         公園を主体とする周辺環境に調和した地区の形成を図る。
び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により道路、公園等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針 安全で快適な歩行空間の創出や機能的なネットワークを形成するため、区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針 国営昭和記念公園と調和し、市民に親しまれるうるおいややすらぎを与える空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針 緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、環境緑地等の設置を積極的に推進する。

び保全に関する方針区域の整備・開発及	建築物等の 整備の方針	周辺環境に配慮した魅力ある市街地形成を図るために、建築物等の整備の方針を次のように定める。 (1) 地区の特性にあった良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) 河川沿いの歩行空間をゆとりあるものとし、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (4) 周辺環境に配慮した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 (5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (6) 積極的な敷地内の緑化に努め、良好な周辺環境と調和した街並みの形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度を定める。								
	位置	立川市泉町及び上砂町一丁目各地内 約6.7ha								
	面積									
		種類	名称	幅員	延長	面積		備考		
地		道路	区画道路3号※	5. $5 \sim 12$ . 2m $(5.5 \sim 19m)$	約510m			新設 () 内は地区外を含めた全体を表す		
地区整備計画	地区施設の	坦邱	区画道路4号※	1 2 m	約10m (約40m)			新設 ) 内は昭島市域を含めた全体を表す		
計画	配置及び規模	公園	公園2号	_	_	約4.0ha		新設		
		その他の公共空地	環境緑地4号	1 m	約305m	_	新設	環境緑地は、幅員の最低限度を定め、 原則として樹木により緑化する。ただ し、公共・公益施設に配慮するために やむを得ないと市長が認める場合はこ の限りでない。		

		地区の	名称	公的利用地区A	公園利用地区
地区整備計	建築物等に関す	区分	面積	約1.6ha	約5.1 h a
				次に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。	0
		建築物等の 用途の制限		(1) ごみ焼却場 (2) 前号の建築物に附属するもの	(1) 公園施設、又は公園利用者が使用する施設 (2) 前号の建築物に附属するもの
				(3) その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの	(3) その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの
		建築物の敷地 面積の最低限度		,	0 0 0 m²
		壁面の位置 の制限		壁面の位置の制限が定められている敷地において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、計画図3のとおりとする。	_
		壁面後退区域に おける工作物の 設置の制限		壁面後退区域においては、工作物を設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないと市長が認めるものについては この限りでない。	
画	る事	建築物等の高		建築物の高さの最高限度は次のとおりとする。高さは、建築	基準法施行令第2条第1項第6号ロ及びハによる。
	項	さの最高	高限度	3 0 m	1 0 m
		建築物等 又は色彩 の意匠	その他	建築物等の形態、色彩及び意匠は、立川市景観計画の定める	ところによる。
		緑化:	•	敷地内における緑化率の最低限度は次の各号のいずれか小さい方とする。ただし、敷地の形態上又は土地利用上やむを得ないと市長が認める場合はこの限りでない。 (1) (敷地面積-建築面積) × 0.30/敷地面積 (2) {敷地面積-(敷地面積×建蔽率×0.8)} ×0.30/敷地面積	_

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由:土地利用の具体化に合わせ、核都市「立川」の整備エリアの複合市街地地区としてふさわしい、にぎわいと活気・交流の創出とあわせて、本地区においては公的な土地利用による、環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形成を図るため、地区計画を変更する。

及又	,, <u>,,,,</u>			/VF国/// C·17 /
		旧	新	摘要
名	称	立川基地跡地昭島地区地区計画	立川基地跡地昭島地区地区計画	変更なし
位	置※	立川市泉町及び上砂町一丁目各地内	立川市泉町及び上砂町一丁目各地内	変更なし
面	積※	約9.5ha	約9.5ha	変更なし
	2区計画	に囲まれた昭島市に隣接する地区であり、多摩地域の核として発展している核都市「立川」の一翼を担う立川基地跡地昭島地区の北東に位置する地区である。 多摩の拠点整備基本計画においては、核都市にふさわしい広域的な機能や、商業・業務機能の導入を進め、にぎわいと活気の創出を図り、隣接する国営昭和記念公園の緑を活用するとともに、公園や緑地を整備するなど環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形成を図ることとしている。また、都市計画マスタープランにおいては、公的土地利用の誘導など新たなまちづくりの推進を位置付けている。 加えて、平成20年6月に、まちづくりの指針として本地区の土地利用計画をとりまとめており、その実現に向け、土地区画整理事業により計画的に市街化を図ることを基本としている。 このことから、本地区計画を策定することにより、核都市「立川」の整備エリアの複合市街地地区としてふさわしい、にぎわいと活	利信加工場や地区公園の整備など利になまらってりの推進を位置的けている。 加えて、平成20年6月に、まちづくりの指針として本地区の土地利用計画をとりまとめており、その実現に向け、土地区画整理事業により計画的に市街化を図ることを基本としている。 このことから、本地区計画を策定することにより、核都市「立川」の整備エリアの複合市街地地区としてふさわしい、にぎわいと活気・交流の創出とあわせて、本地区においては公的な土地利用による、環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形成を目指す。	上位計画の 変更に伴う 変更
保全に関する方針区域の整備・開発及び	土地利用 の方針	本地区を以下の地区に区分し、土地利用を誘導する。 (1)公的利用地区 公共・公益施設を主体とした施設の配置とともに、周辺環境に配慮した地区の形成を図る。 (2)公園等利用地区 公園を主体とする周辺環境に調和した地区の形成を図る。	本地区を以下の地区に区分し、土地利用を誘導する。 (1) 公的利用地区A	内容の変更

		旧	新	摘要
	≤施設 修備の	土地区画整理事業により道路、公園等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針 安全で快適な歩行空間の創出や機能的なネットワークを形成するため、区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針 国営昭和記念公園と調和し、地域に親しまれるうるおいややすらぎを与える空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針 緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、環境緑地等の設置を積極的に推進する。	るとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針 安全で快適な歩行空間の創出や機能的なネットワークを形成するため、区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針 国営昭和記念公園と調和し、市民に親しまれるうるおいややすらぎを与える空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針	内容の変更
第十	を物等 分 十	周辺環境に配慮した魅力ある市街地形成を図るために、建築物等の整備の方針を次のように定める。 (1) 地区の特性にあった良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) <u>ゆとりある沿道空間等を確保し</u> 、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (4) 周辺環境に配慮した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 (5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (6) 積極的な敷地内の緑化に努め、良好な周辺環境と調和した街並みの形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度を定める。	周辺環境に配慮した魅力ある市街地形成を図るために、建築物等の整備の方針を次のように定める。 (1) 地区の特性にあった良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) 河川沿いの歩行空間をゆとりあるものとし、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (4) 周辺環境に配慮した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 (5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	内容の変更

				旧			新	·		摘要
		位	置	_	立川市泉町	及び上砂町一	丁目各地内			新規追加
		面	積	_	約6.7h	a				新規追加
			種類	_	名称	幅員	延長	面積	備考	新規追加
			道路		区画道路 3号 <b>※</b>	$5.5 \sim$ $12.2 m$ $(5.5 \sim 19 m)$	約510m	_	新設 () 内は地区外を含めた 全体を表す	新規追加
	地区施設		271		区画道路 4 号※	1 2 m	約10m (約40m)	l	新設 ( ) 内は昭島市域を含 めた全体を表す	新規追加
	の配	公園		_	公園2号	_	_	約4.0ha	新設	新規追加
地区整備計画	監置及び規模	その他の公共空地			環境緑地 4 号	1 m	約305m		環境緑地は、幅員の 最低限度を定め、原 則として樹木によ り緑化する。ただ し、公共・公益施設 に配慮するために やむを得ないと市 長が認める場と この限りでない。	新規追加
	-1	地区	区の 名称	_	公	的利用地区A		公園利用地区		新規追加
	建築物等	区		_		約1.6ha	約1.6ha		約5.1ha	
	物等に		•		次に掲げる	る用途の建築物	勿以外の建築	物は建築し	てはならない。	
	に関する事項		築物等の 途の制限			築物に附属す :益上やむを往		用するが (2)前号の数 (3)その他な	設、又は公園利用者が使 施設 建築物に附属するもの 公益上やむを得ないと市 めるもの	新規追加

	IΒ	兼	Í	摘要
建築物の敷地面積 の最低限度	_	1, 0	0 0 m²	新規追加
壁面の位置 の制限	_	壁面の位置の制限が定められている敷地において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、計画図3のとおりとする。	_	新規追加
壁面後退区域に おける工作物の 設置の制限	_	壁面後退区域においては、工作物 を設置してはならない。ただし、公 益上やむを得ないと市長が認めるも のについてはこの限りでない。	_	新規追加
建築物等の高さの最高限度	_	建築物の高さの最高限度は次のとお 令第2条第1項第6号ロ及びハによる 30m		新規追加
建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	_	建築物等の形態、色彩及び意匠は、 る。	立川市景観計画の定めるところによ	新規追加
緑化率の 最低限度		敷地内における緑化率の最低限度 は次の各号のいずれか小さい方とす る。ただし、敷地の形態上又は土地利 用上やむを得ないと市長が認める場 合はこの限りでない。 (1) (敷地面積-建築面積) × 0.30 / 敷地面積 (2) {敷地面積-(敷地面積×建蔽率 ×0.8)} ×0.30/敷地面積	_	新規追加

立川都市計画地区計画 立川基地跡地昭島地区地区計画 計画図 1 〔立川市決定〕 都市計画公園界 公的利用地区A 公的利用地区B 昭島市 昭3・2・11 立3 2 · 3/8 地区計画区域 凡 地区整備計画区域 行政界 公的利用地区A 地区の区分 S=1/2,500公的利用地区B

公園利用地区

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都輸尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)[29都市基交測第111号・29都市基交著第232号,平成29年12月19日] (承認番号)[29都市基街都第246号、平成29年11月28日] 無断複製を禁ず。 P.26

立川都市計画地区計画 立川基地跡地昭島地区地区計画 計画図2 〔立川市決定〕 区画道路3号 環境緑地4号/ 昭島市 区画道路4号 昭3・2・11 **並**3・2・3/8 凡 幅員 延長•面積 5.5~12.2m 地区外含め5.5~19m 約510m 区画道路3号 行政界 区施 約10m 昭島市域含め約40m 区画道路4号 地区計画区域 S=1/2,500公園2号 約4.0ha

地区整備計画区域

環境緑地4号

約305m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) [29都市基交測第111号・29都市基交著第232号、平成29年12月19日] (承認番号) [29都市基街都第246号、平成29年11月28日] 無断複製を禁ず。 P.27

立川都市計画地区計画 立川基地跡地昭島地区地区計画 計画図3

〔立川市決定〕

